

平成 17 年 11 月 16 日
練馬区自治基本条例を考える
区民懇談会世話人会

第 7 回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会レジュメ

テーマ「区民参加」

1 区民の権利責務

区民の定義

< 論点 >

昼夜人口の差などの理由から、住民 = 区民という定義は難しい。他区の例を参考に、誰をもってして「区民」とするか議論されたい。

< 他の自治体の規定例 >

杉並区 区民：区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 / 事業者：区内において、事業活動を行うものをいう。 / 区民等：区民及び事業者をいう。
多摩市 市民：市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。

大和市 市民：市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。

川崎市 市民：本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

文京区 区民：区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。 / 区民等：区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。

足立区 区民：区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。

区民の権利・責務

< 論点 >

地方自治法の定めるところでは、区民（住民）は主権者として、区のサービスを等しく受ける権利、選挙を通して区政に参加する権利、直接請求の権利を有し、納税の義務を有すとされている。協治の観点から、これよりさらに定義すべき区民の権利・責務について議論されたい。

1) 未成年者等選挙投票権、直接請求権を有しない区民の権利・責務範囲に

ついて

- 2) 区外住民(区内勤務者、区内就学者、区内各種団体)の権利・責務について
- 3) 区民参加を区民の責務とするか、また範囲・分担を課すべきかどうか
- 4) その他、区民の責務とすべき点について

責務違反の際の責務履行確保と制裁措置の要否、適否、可否について

< 論点 >

責務を区民が円滑に果たすことができる仕組み、責務に違反した場合の罰則など、区民責務を実質的なものとするための方法等について議論されたい。

< 他の自治体の規定例 >

区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする(杉並区)
町民等は、自治運営に参加するときは、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。(愛川町)

市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとし、市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとし、市民は、政策形成等の過程に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない/市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。(大和市)

市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。/市民は、政策形成等の過程に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない/市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。(大和市)

区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。/区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。/地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。/地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。/非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。/非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。(文京区)

区民は、区政への参加にあたって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。(中野区)

区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。/区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。(足立区)

2 区民参加

区民参加の必要性

< 論点 >

区議会で審議され決定された各種施策を行政が施行するという現行の仕組みの中に区民が参加してゆく必要性について議論されたい。

- 1) 現行の仕組みの中に区民が参加する必要がある / ない / 範囲を定義すべき
- 2) 本来の区の責務を担う形での参加 / 区の責務とは別に参加 / 区の責務を一部区民に委ねる形での参加

区民参加の規定・区民参加の時期・区民参加の程度・区民参加の資格

< 論点 >

区民参加を必要とする場合、規定・時期・程度・資格を定義する必要がある。

下記の点について議論されたい。

- 1) 区民参加の規定
 - ・自治基本条例に規定
 - ・区民参加条例や住民投票条例等に別途規定(自治基本条例には総則を置く)
- 2) 区民参加の時期
 - ・区議会への行政提案時点(白地段階)で参加すべきか
 - ・区議会での審議時点で参加すべきか
 - ・施策が実施される時点で参加すべきか
- 3) 区民参加の程度
 - ・意志決定、施策実施等、各段階の範囲における参加
 - ・全般にわたる参加、且つ永続的な参加
- 4) 区民参加の資格
 - ・公募区民のみとする
 - ・公募区民に限定せず諸団体、事業者等を含む
 - 公募区民の選定基準を明確にする必要性について
 - 区民参加の上で区民がいかなる労力を用いたとしても原則として無償とするかについて(無償の上での参加を資格とするかどうか)

区民参加の仕方

< 論点 >

区民参加の必要性、区民参加の規定・時期・程度・資格を考察した上で、

具体的にどのような区民参加の仕方があるか、またそのあり方を議論されたい。

- 1) 諮問組織等のあり方
- 2) 住民投票のあり方
- 3) パブリックコメントのあり方

<パブリックコメントとは>

日本語訳は、意見提出手続。ここでは、自治体が条例や計画などを策定しようとするときに、事前に案を公表して広く住民の意見を求め、そこで提出された意見・情報を考慮の上で意思決定を行うという手続、と理解してください。

既に作られた案があり、それを前提としての参加となります。

日本語訳は、特になし。行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見等を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの（「(仮称)自治基本条例庁内研究会検討報告」49頁）

- 4) 議会陳情請願のあり方
- 5) 直接請求のあり方
- 6) オンブズマン制度、第三者評価制度のあり方
- 7) 持続的な政策提案の仕組みのあり方
- 8) パブリックインボルブメントのあり方

<パブリックインボルブメントとは>

日本語訳は、公衆参加。ここでは、政策形成過程への市民的参加のひとつであり、条例や計画などの策定において、条例や計画などに関する情報を公開し、策定過程を透明にし、同時に広く公衆からの意見提出の機会を設けること、と理解してください。P Iは、案の策定自体から公衆（住民）が関わり得る点で、単体のパブリック・コメントとは一線を画します。

日本語訳は、住民参画。行政による計画の策定を、住民や市民の参加を積極的に募って行うこと（「(仮称)自治基本条例庁内研究会検討報告」51頁）

- 9) その他

参加できない、積極参加できない、無関心層に対するアプローチ

<論点>

昨今の投票率の低下、自治会・各種団体等への参加率の低下には様々な要因が複合的に関係していると思われる。それ故、住民参加を促す持続的な機関の設置や行政の努力責務規定などをも想定した、基本的な考え方を議論さ

りたい。

< 世話人が推薦する参考図書 >

木佐茂男・逢坂誠二編 『わたしたちのまちの憲法 ニセコ町の挑戦』日本経済評論社、2003年

大和市企画部編著 『ドキュメント・市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例ができるまで～』ぎょうせい、2005年

山口道昭・西川照彦編著 『使える！岸和田市自治基本条例 活用のための制度設計』第一法規、2005年

松下啓一著 『協働社会をつくる条例 自治基本条例・市民参加条例・市民協働支援条例の考え方』ぎょうせい、2004年

北村喜宣 『分権改革と条例』弘文堂、2004年、247～257頁(第9章)、258～280頁(第10章)、314～321頁(第12章)

礪崎初仁 『政策法務の新展開 ローカル・ルールが見えてきた (自治体改革4)』ぎょうせい、2004年、244～278頁(第6章第1節第2節)

田中孝男 「自治体法務(ホーム)パーク」

<http://www1.ocn.ne.jp/~houmu-tt/>

「季刊 自治体法務研究」2005年11月(冬号) ぎょうせい

特集 自治基本条例

<http://www.gyosei.co.jp/> は、発行予定